

五月例会

備後の最北端、比婆郡高野町

～風雲の藪山城と

多賀山氏の遺跡を訪ねて

講師 武島種一



多賀山氏の拠った「藪山城跡」

平成元年五月二十一日（日）

備陽史探訪の会

スケジュール

□ 8 : 00 福山発

↓

① 11 : 00 ~ 11 : 20 堀江家住宅

↓

② 11 : 25 ~ 11 : 45 功德寺

↓

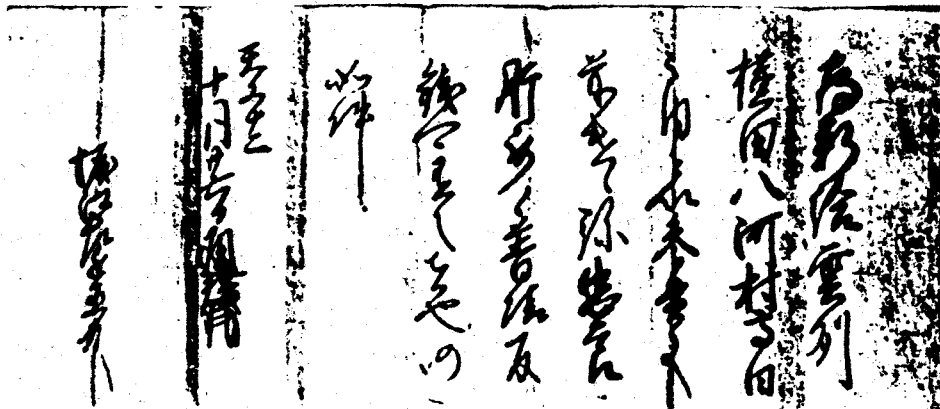
③ 11 : 50 ~ 13 : 15 文化センター (昼食、南の八幡神社見)

↓

④ 13 : 20 ~ 15 : 00 藪山城跡

↓

□ 18 : 00 福山駅着、解散



天文十二年 (1543) 付「多賀山通統宛行状」堀江文書

為新給雲州

横田八河村高日

之内を以参貫文

前遣候 弥忠節

肝要候 普請反

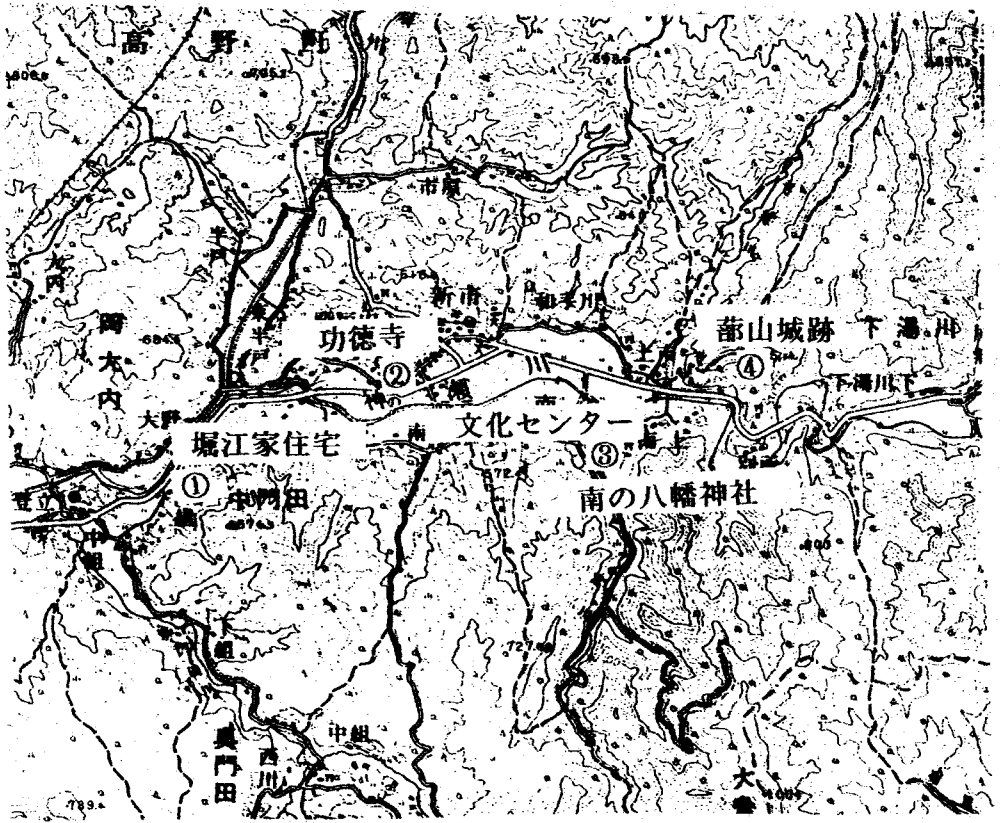
錢可有之者也 乃

如件

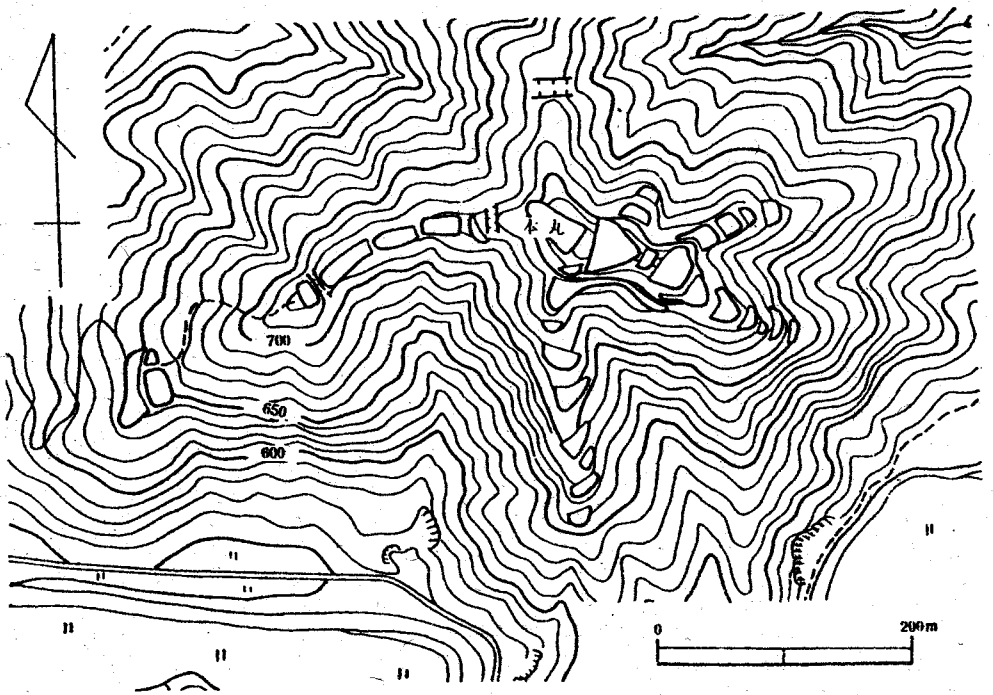
天文十二

十月二十六日通統 (花押)

堀江左近丞殿



比婆郡高野町中心部（五万分の一頓原より）



葦山城跡要図（日本城郭体系より）

高野町の天然記念物

鈴 木 兵 二

(広島県文化財保護審議会委員)

高野町の天然記念物には、社叢二件・単木三件あったが、金屋子神社のシナノキが先年枯死したので指定が解除された。残りの四件について以下に若干の解説を行うことにした。

上湯川の八幡神社社叢 上湯川字御所の沖三九、龍山八幡神社、昭和三十四年十月三十日指定、ほぼ方形の社域一・七ヘクタール内に胸高幹囲二米以上のスギが三九株ほど林立している。社殿東方には幹囲それぞれ七米・六米のスギの巨樹があり、鳥居右側にも幹囲六・一米のスギがある。また社殿西方には幹囲六米ものモミの巨樹があり、樹高は三六米に及んで林冠群をぬいている。スギの外には胸高幹囲二米を越すヤマモミジ・ミツキ・エノキなどの大木もある。県北の社叢景観を代表するものといえる。

南の八幡神社社叢 南宇土居沖及び大鬼山、鶴が岡八幡神社、昭和三十四年十月三十日指定。スギを主とする社叢であるが、延長五〇〇米に及ぶ参道ぞいの杉並木は県下随一といえよう。この社叢には胸高幹囲二米以上の大木が六九株(スギ五一株・モミ三一株外)があり、そのうち二〇株は社殿周

辺にみられ、残り四九株は参道ぞいの並木となっている。

社殿の北側にあるモミは胸高幹囲五・〇二米で、本社叢中の最大の巨樹である。社殿に近い参道の左右に幹囲四米を越すアベマキの巨樹二株が混っている。アベマキは特に中国地方に多い樹種なので、その大木がここに生育していることは、モミの巨樹と共にこの地方の往古の林相を暗示するものとして貴重なものである。明らかに植栽されたと思われるスギやクロマツは最大のものでも幹囲四米を越していないのに、アベマキ二株とモミ四株とは幹囲四米を越している。この二種はこの地の土着の樹種であることを証明しているのではなからうか。ともあれ誠にすがすがしいふるさとの参道である。

上高野山の乳下リイチョウ 新市字上市一七三、天満宮境内、昭和十二年五月十八日指定。目通幹囲九・六米、高さ一八米余、県下第一位のイチョウの巨樹で多数の乳が垂れている雌樹である。日本にはイチョウの巨樹・名木が多く、国指定をうけたものが二四株に及び、そのうち一三株は乳柱や乳こぶをもっているが、六株は雄株で七株が雌株である。日本一の大イチョウは岩手県久慈市にあり、目通り周囲一四米に達するが、上高野山の本樹の大きさも国指定級である。乳は局所的な栄養過剰によつて生ずるもので、老木に多いが若木にもでき、接芽で人工的に作りだすことも出来るといわれる。昭和二十年十二月三日、甲奴町宇賀の山広家の庭先で若木の乳並の写真を写している。当時この木は高さ四米、幹径一五センチ、乳柱の長さ一〇センチほどであった。イチョウの黄葉は美しく短期間に落葉してきまりがよいので、季節変化の目安となりやすいので、特に北国では冬の到来をつげる農耕上の指標とされている例が多い。今から一億五千万年も前にはイチョウの仲間には十二種もあつたと推定されているが、その後永河の来襲によつて減少し、ただ一種が中国に生き残つたものと推定されている。周囲一二・五米の大木の樹令約一五〇〇年と推定されているから、本樹も一〇〇〇年に近い樹令に達しているものであろう。

円正寺のシダレザクラ 新市円正寺境内、昭和三十四年十月三十日指定。二株あって、胸高幹囲はそれぞれ、三・二米、三・一八米、樹高は約九米、一二米に達している。シダレザクラはエドヒガンの園芸品種とされているが、独立の種とする取扱いもある。エドヒガンは枝垂ではなくて、本邦の山地に自生がみられるのに、シダレザクラは自生がなく、古来寺院に植えられている。大木は大体東京以北に多く、幹囲三米以上のものは十一株に及ぶという。本寺のものは南の地にあつて、その仲間入りができる大きさに達している点で価値が高い。安芸郡海田町東海田出崎森八幡のシダレザクラ（幹囲二・四〇米）は先年枯死して指定解除となつた。佐伯郡五日市町神原のシダレザクラ（幹囲二・四二米）は県南の代表として指定されている。

古民家堀江家について

佐藤重夫

（広島県文化財保護審議会委員）

いちがいに古民家の保存といっても、古民家にもいろいろの種類・時代・段階もある。われわれの現代住宅を考えてみても、その住宅の内での住い方の変化は年代とともに著しい。社会生活の移り変

わり、生計の変化、発達、寝具や衣服の変化、食生活、燃料、衛生状態の改善等による移り変わりは、それらの何れの一つをとってみても、それらは直ちに住居の形や構造、内容に大きな変化をもたらし、てしまう。江戸時代を通観してみても上述の変化は極めて大きい。殊に江戸中期以後は社会も平和であつただけに、いっそう住生活の進化は著しかった。江戸初期も大小名の国替等により移動も著しかったし、それ以前の戦国時代から織豊時代にかけての武士は移動や土着が盛んに行われ、それに伴う一般の町人などの移動もあり、開拓も行われて、それらによる住生活の定着化も、先住の人々の生活とともに自他にいろいろの影響をもつたものと考えられる。その一つは中央文化や武士文化の流れを一般に注ぎ入れることであり、いま一つは次第に発達し格式化して行くことであり、また、一つは逆に節儉令が強いられていくことであった。しかし江戸中期も過ぎると、地方によっては近世経済の発達とともに住居の向上は著しいものとなり、規模も構造仕様とも、著しく発達してしまう。殊に町人層や豪家ともいうべき層と、上級武士の家屋は中央文化そのままのものとなって、文化は広く普及して行く。それは場所により相違は多いが、主要街路に沿う地方、殊に山陽道等に近い処の化政時代にはその傾向が多く都市部に見られる。

このように、いろいろの古民家といつても、その年代の長い間には何回も改変され、増改築され、大修理されて原形を留めることはないといつてよい。それが現在まで住居として使用されていなければならないほどこつこつとした変化があるのは当然で、古民家の保存はここに非常に多くの困難や矛盾を孕んでい

るわけである。

この堀江家は一七世紀の中期までには少なくとも出来ていた家屋と思われる。もちろん堀江家の始祖

は天正時代に遡って土着したと思われる、過去帳はそれ以後、慶長・元和・寛永と現代まで五五人にわたって連綿と続いている。また、藩政時代には組頭を勤めることも古く、家号を薬王寺と呼んで、中門田の字名とともに今はない真宗の薬王寺との連繫も考えられようが、直接家屋創建と結び得る資料はない。去る昭和四十四年十月より、国によって半解体修理が行われ、火災報知機工事までの全ての附帯工事が昭和四十五年九月末までに完成した。そうしてその工事中にいろいろの資料を得て考察された結果、この家屋は江戸中期頃に大きく改築された模様である。この際、上屋の大部分は創建材を大部分再用了したものであるが、従来下屋の出が四面とも半間であったものと思われるのに、背面のみ下屋が一間に広げられていることが解った。その当時の屋形平面は「おもて」の一間のみで、他の「みせ」「なんど」「かつて」等と呼ばれている部分は全て板敷で、天井を設けず、間仕切もなく、土間と同様に小屋をそのまま露出していた。その後、幕末嘉永から安政時代に、室の分化が行われて、「なんど」「かつて」に間仕切を設け「みせ」の部分も拡張し、天井を設けたものと考えられる。この時「おもて」に長押を設け、「とこ」を作り縁側を整備したものであった。従って昭和四十四年の大修理に当たっては江戸中期頃の形に復原したもので、資料不足であったために、創建当初のものにまで復原することは出来なかったものである。しかし、建具類は後補のものが多いので、他家の同時代のものを参考として様式を整えて復元された。今修理工事報告書より仕様・構造等の主要なものを抜書して示しておく。

さて、堀江家は古く土着した大きな農家であるから、江戸中期でさえ「おもて」という室があり、建具で囲まれている。しかし、江戸初期、あるいは織豊時代にかけての一般農家では、畳など用いた

室はなく、全て板敷むしろ・藁敷程度である寢所が一隅にある程度であつたことがよく察せられるわけであり、柱なども畳寸法・建具寸法などで、配置されるものでなかつたことも、この堀江家の架構の様子でしのおことが出来ようというものである。従つて住居文化の発展は近世末が著しいといえよう。しかし、必要最少限という構造は極めて素直で美しい建築意匠になり、それはまた逆に現代美意識にも通うもので、虚飾に煩わされているわれわれに、無限の教えを示唆して止まないものである。古民家の保存は、歴史資料としての生命として大切であるばかりでなく、このように将来の美術文化に対する重要な芸術的資料としても大切で、堀江家もその一例として重要なものであらう。古民家に対する一般の認識の深まるることが大切な意義もここのところにある。

〈堀江家仕様構造概要〉

基礎……石据

化粧材……土台・柱は栗、壁板は松、桁・梁は松

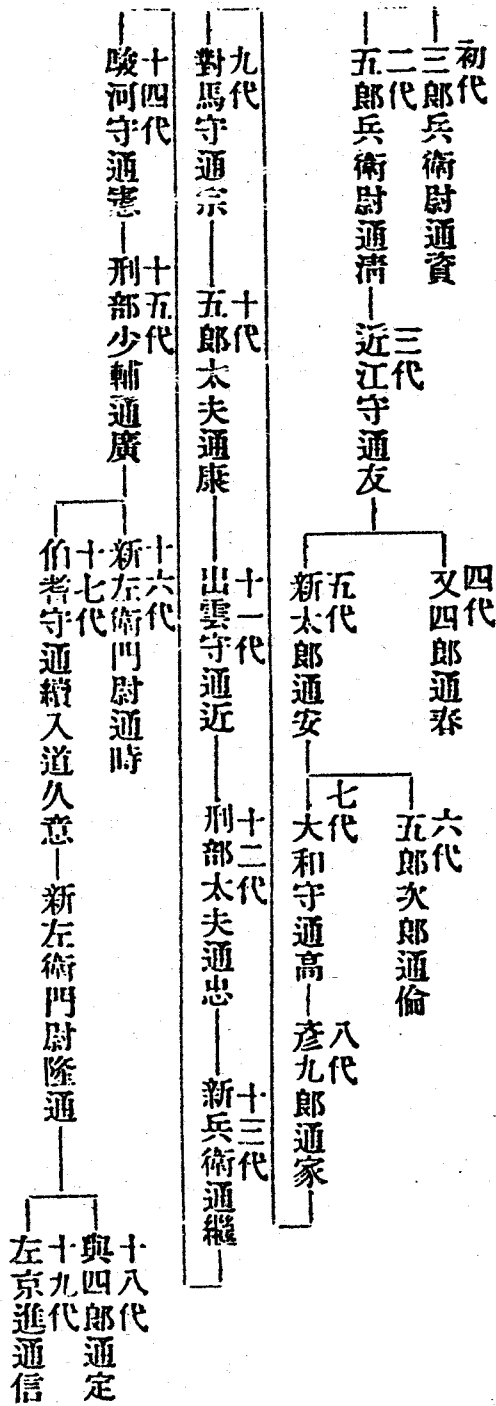
野物材……椽首、野隅木は松、棟木・屋中・檼は榎

屋根……山茅・茅持は榎二つ割

壁下地……竹、割雑木

蒔

山 大字新市にあり。正和五年、山内通資(本姓首藤)三上惠蘇二郡の地頭職に補せられ、來りて蒔山城を築き、これに居る。後、本郷村烏山の城に移り、此城をば弟通清(後通俊と改む)に譲る。此家代々多賀山内と稱す。天文四年三月毛利元就に圍まれ、元龜三年四月尼子勝久の麾下川添久任これと攻む。通信の時天正十九年九月九日改易を命せられ、通信は土佐國高知城に落ちぬ。依て、毛利氏は吉川廣家と城番たらしめき。改易箇條中には、驕奢且備中高松並に冠城後詰の催促に洩れしこと等と專とせり。通資より通信に至る十九代、在城二百七十六年なりきといふ。畧系を左に、



安西軍策に云ふ。天文四年三月。元就高野山へ發向。城下に着陣し。城の尾頭より仕寄
 攻めければ。城主高野山久意難適。備前の赤松に援兵を乞へは。赤松了承しけるが。聊
 事ありて遅々しけれども。城中これに力を得て。赤松が後詰を待つ。然る所に。城中糧
 乏しく。二の丸へは本丸より糧と少しづゝ運びけるが。間に深谷あり。人の運び不容
 易。飯に綱と張り。瓢箪に糧と入れて。朝夕通じけるに。綱と射切らんとしけれども。遠
 くして難む。元就。桂左衛門元澄に仰て。あれ仕れとありければ。畏て大雁俣打番射け
 る。不誤射切れば。瓢箪は遙の谷に顛落ち。味方は箆と扣て。譽めたり。即ちその功と感
 じ。能登守と召されける。城中には。是に機と失けるを。彌稠く攻め入れば。入道不堪し
 て。脱甲降参したり。此勢に。備後處々の城七ヶ所落ち云々。

(此波郡誌より)

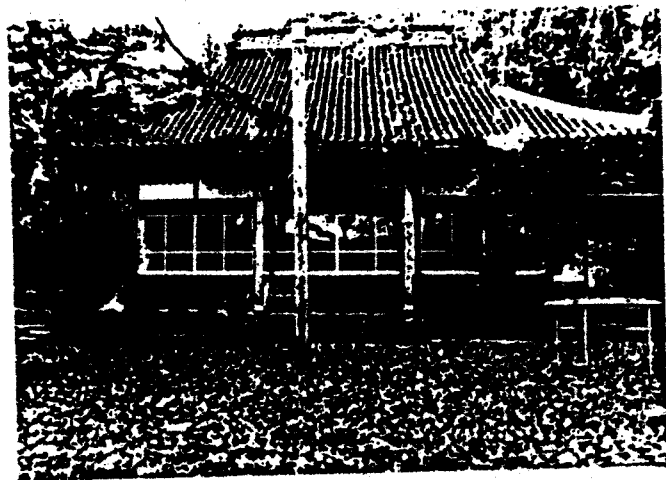
功徳寺

- 一、寺院名 曹洞宗 萬歳院千秋山功徳寺
- 一、所在地 高野町大字新市一一三番地
- 一、本尊 聖観世音菩薩
- 一、由緒

弘仁元年(八一〇)、弘法大師御巡錫の砌り、当地で白鶴と緑亀が大師の側で鳴く不思議に遇われ、この地こそ仏法の最適地とお考えになり、聖観音仏の木像を刻み本尊仏となし、亀甲峰(茶臼山)に亀甲峰舞鶴林寿無量裡園を建立したが、これが真言宗功徳寺の濫觴となった。

文治二年(一一八六)、功徳寺開基と伝えられる部山城主多賀山内通資より四代前の祖である鎌倉山内の首藤重俊は地頭を命ぜられ地頭地として地毘庄を拝領した。

承久三年(一二三二)、後鳥羽上皇は承久の乱により隠岐国へ御遷幸の途次、瀬戸内海忠海より備後路を北上され、九月当地到着。この功徳寺を翌春三月まで行在所とされた。その時、部山の楓が紅葉するを御覧ありて、御製に



功徳寺

蒨山おろすあらしの はげしくて

もみじのにしき きぬ人もなし

と詠まれ、当寺には「萬歳院」の院号とその勅額、御使用御硯並びに御衣の一片等を下賜されたが、今も貴き寺宝とされている。

元享元年（一二三二）、蒨山初代城主多賀山内三郎兵衛尉藤原通資が臨濟宗の夢窓国師を請し、菩薩大戒を受け寺を臨濟宗に改め、境内堂宇を殿垣内に移し、自ら開基となった。其の時、先祖藤原鎌足公より首藤家に代々伝わる一寸八分の観音仏を、弘法大師作の本尊聖観音仏の背を割り中に納めて、二尊兼体の観音仏とし奉安した。

文明十五年（一四八三）、蒨山城主十七代多賀山内伯耆守通續入道久意は境内を現在地に移し伽藍を建立して功德寺となし、洞松寺（岡山県）より茂林芝繁大和尚を請して開山、中興開基し曹洞宗功德寺とした。

弘治元年（一五五五）、火災により伽藍焼失したるも、通續の次男第十八代城主与四郎通定が再建した。

1 ○ 天正十四年（一五八六）、通定と弟十九代城主左京進通信によって寺院の修理を行い、水田七町五段歩を寄進した。

慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原合戦の後、広島城主となった福島正則により、水田七町五段歩の寺領悉く没収された為に寺院は荒廃した。

寛永九年（一六三二）、浅野長治公が三次支藩の藩主となり、正保年間（一六四四―一六四八）領内

巡視の砌り、当寺に二度止宿ありて其の時、長治公より御詠を賜う

なべて世のながむる月も山里は

我のみひとり 見る心地して

寛文三年（一六六三）、浅野長治公は功德寺前の荒野を寄進された。第十世智海圓澄大和尚は此の荒野を開懇して寺領の基礎となし、以来二十年間にわたり自ら鋤を振るって二町歩の水田を造成した。

寛文十年（一六七〇）、長治公は当寺の普請を命じ、延宝三年（一六七五）に代官常松小兵衛が普請奉行となり、高野山十一カ村に課して再建した。長治公の死後、位牌（鳳源院殿前因州大守俊岳了英大居士）守護寺となり、以後年回の法要を盛大に厳修している。

元禄年間（一六八八—一七〇三）に三次藩三代城主浅野長澄公が当寺に止宿、禪堂及び諸堂を造営した。

宝永五年（一七〇八）、鳳源院殿三十三回忌に当り、加賀国大乘寺隠居徳翁良高禪師を請して、九十日間の江潮会を厳修、藩公の代参があつた。

正徳二年（一七一一）、位牌堂並びに衆寮及び禪堂を焼失した。

享保六年（一七二一）及び享保十年（一七二五）に、三次藩主浅野綱長公が各五日間を当寺に止宿された。

享保十一年（一七二六）、普請寺並となり、白銀七十枚の下付を受け、正徳二年焼失の諸堂を再建した。

享保十七年(一七三二)、第十二世方軌瑠山大和尚は師喚応弧舟大和尚の撰述する「千秋山記」を校訂した。その他多くの諸記録を校訂し整理した。

宝暦三年(一七五三)、藩公より比和組の米百俵を下付され、翌春諸堂の修理を行なった。

宝暦五年(一七五五)、百五十余人の雲水が喜び集まり来て、国泰寺方丈を請して九十日間の江湖会叡修があつた。当時の伽藍は本堂(桁行十七間、梁間六間)・庫裡・禅堂・鎮守堂・十王堂・地藏堂・鐘樓門等であつた。

宝暦七年(一七五七)、台風のため諸堂は大被害を受けたが、宝暦十二年(一七六二)、藩公の援助により復旧した。

文政十年(一八二七)、第十九世祖道亘参大和尚の代に結制中伽藍を焼失した。第二十世祖山仙宗大和尚(良寛の兄弟子)が伽藍再建のために懸命に努力したが、成就出来なかつた。

天保十二年(一八四一)、第二十一世本光倍命大和尚は金二百兩を持って、萬松院(島根県能義郡広瀬町)より入山し、本堂(桁行九間半・梁間八間)その他諸堂を再建した。

慶応元年(一八六五)、伽藍を焼失し土蔵のみ残したが、同年庫裡を新築した。

明治十六年(一八八三)、第二十五世成圓玄道大和尚の代に、本堂・金比羅堂を再建し当寺歴代住職・開山・開闢の墓碑三基を改造し現在に到っている。

昭和二十二年(一九四七)昭和二十三年、第二十八世大応博信大和尚の代に施行された農地開放令により、三次初代藩主浅野長治公より寄進された寺領の農地(水田三町三畝十六歩・原野六畝・畑一反一畝・採草地三町二反二畝二十五歩)を悉く開放した。

昭和五十五年（一九八〇）、寺院前面参道下の断崖が国指定の急傾斜地と認定されて、昭和五十九年、広島県の急傾斜地崩壊防止工事が施行完成した。

本堂は後鳥羽上皇御行在の由緒により舊規に遵い皇居に擬して造営したと伝えられる。当寺は当町寺院で最も古く天正年間（一五七三―一五九一）には末寺十二カ寺（新市上市金龜山正音寺・同所福寿山賀提寺・中門田正法山清泰寺・和南原東貝崎医王山慈眼寺・南護国山実相寺・岡大内八龍山求善寺・下門田晚秋山東林寺・中門田東光山薬王寺・同所神護山明福寺・湯川瑠璃山東明寺・和南原神宝山萬藏寺等）を支配していたという。

功德寺は庄原市本郷町慈高山円通寺を第一番札所とする備後国恵蘇郡観音霊場第三十三番納め札所であり、その全道程は合計三十二里十九町（一二七・七四km）である。

▲御詠歌▼

結ぶ手は八ツくどく池の 水かがみ

心の月も きよらなりけり

御大師堂は高野山霊場八十八カ所札所の内、第五十三・六十四・八十・八十四・八十八番の札所で各々石仏が並び安置してある。

一、境内地 六二二坪

新市茶臼山麓にありて老杉に囲まれ、寺院の正面南方は急斜面にして県道に接し、その高さ約三十米、巾百米は急傾斜地崩壊防止工事が施工されている。東方参道登り口には、「勅萬歳院千秋山功德寺」と刻まれた石の門柱が建立されている。一東北及び西側には古来の墓地がある。寺庭から眼下

に新市街地及び田圃耕地が眺められ、その向うには遙かに西より南、金尾原、大鬼山、比婆山、蒨山城址、毛無山の連峰が毛無山断層として一望し得る眺望絶佳の地である。

一、建物 本堂……………四二・二坪

庫裡……………四六・八坪

土藏……………一〇・〇坪

金比羅堂……………七・〇坪

御大師堂……………〇・五坪

堂前に「象頭山」の石塔あり、嘉永四年亥六月十日と建立月日あり。

一、法要

(一) 開山忌法要……………二月八日

(二) 大施餓鬼法要……………八月十一日

一、住職

開山……………茂林芝繁大和尚

開基……………弘法大師空海上人

開基……………蒨山城初代城主 多賀山内通資

中興開基……………蒨山十七代城主 多賀山内通統

現在……………第二十九世 赤水惟延

一、檀家 六〇余戸

一、宝物

後鳥羽上皇御宸筆「萬歳院」(堅二尺・横八寸)

後鳥羽上皇御使用の御硯 一面

後鳥羽上皇御詠

後鳥羽上皇御装束の切れ 一

有栖川大納言御使用中用御箸 一

光格天皇御宸筆の色紙

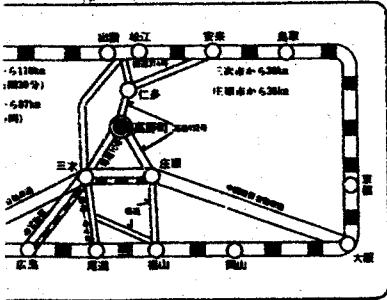
藤原朝臣秀芳筆の色紙

近江八景色紙八枚 多賀山内家より寄附

正面達磨 狩野右京秀景筆画軸

観音大士画像 狩野探幽筆画軸

りんごと史跡の里



交通のご案内

- 三ツ木から バス90分 (福北交通) 自家用車 50分
- 庄原から バス90分 (福北交通) 自家用車 50分
- 鳥取県三草駅から バス60分 (一畑電鉄) 自家用車 30分



針 (縄文前2500年)



つぼ (弥生前2300年)

大宮八幡神社

一、神社名 大宮八幡神社

一、所在地 高野町大字南宇土居沖四八八番地

一、祭神 高瀧神 菅田別尊 帶仲彦尊

息長帯比賣尊 比女大神 天湯津彦命

一、由緒

当社創立の年代は詳かでないが、社記によれば人皇第十代崇神天皇の御代波久岐の国造豊玉根の命が高瀧神の神託に依って南村の多氣山に高瀧神を祀り雨を祈ったのが初めて、其の後豊玉根命の子孫一族により其の地に社殿を建立し、多氣明神と称え、その一族の氏神として奉祀した。円融天皇の天元二年(九七九)九月男鹿祝山の麓福田原(現在の社地)の地に社殿を造営して高瀧宮を遷し、此の時新たに勧請した石清水八幡宮を合せ祀り一族の長老定基を神主と定め多氣明神又は福田原八幡宮と称えて尊崇した。

花園天皇の正和五年(一二二六)地毘莊の地頭首藤通資が此の地に菰山城を築いて入部するに当り鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮を勧請し、福田原八幡宮神主堀江定益をして八旗迫に祀らせた。



大宮八幡神社

元亨元年（一二三二）通資は福円原八幡宮社殿の再建に当り、さきに入旗迫に勧請した鶴岡八幡宮を茲に合祀し専ら鶴ヶ岡八幡宮と称え、地毘莊の総鎮守と定めて篤く崇敬した。

元亨二年（一二三三）通資は山内村に甲山城を築いて移り住み、葦山城は弟通俊に譲り、其の後は通俊の子孫多賀山氏一族代々の尊崇篤く社領の寄進、社殿の造営祭事の挙行など絶える事がなかつた。

天正十九年（一五九一）多賀山氏没落の後には古来の豊玉根一族を中心とした宮座に元葦山城主、首藤家の家臣で土着した人達も加わり、三頭役制を保持しつつ多賀山惣社として篤く尊崇した。

寛文七年（一六六七）高野山組全住民の懇望により、古来の宮座組織を変更し高野山十一村の三ヶ村宛が三頭役を勤めることとなり高野山組の総氏神として崇敬した。

明治四年（一八七一）七月四日社格が制定され、太政官達を以て村社に列せられた。

明治八年（一八七五）六月地租改正に際し、社寺境内外区画取調規則を發布し神社の境内は祭典に必要な区域を定めて新境内とし其他は悉く上地せしめたので社領を失った。そのため神社の経済は益々困難に陥った。

1 8 明治廿六年（一八九三）高野山村内に於ける行政的事情により惣氏神の制を解き南村の氏神として奉祀することとなった。

明治四十年三月十九日当社は神饌幣帛料供進神社に指定された。

昭和廿一年二月二日勅令七〇号により国家管理を離れ宗教となった。

昭和廿一年六月五日宗教法人設立認可を受け、直に伊勢神宮を本宗とする神社本庁に所属した。

昭和廿五年（一九五〇）境内地無償譲與を受けた。

昭和五十三年（一九七八）十月十八日大宮八幡宮（福田原八幡宮）創祀壹千年祭を広島県神社庁長桑本勉氏の参列を得て齋行した。

一、境内地 三七七〇・九五坪

〔境内地の特徴〕

当社の境内地は、社殿のある社地の部と背後の山叢部と社地前の参詣者溜場に当る部と参道の部の四つの部分から成り、此の境内地に鬱蒼と茂る社叢は杉を主とするものであるが、延長約五〇〇mに及ぶ参道沿いの杉並木は県下随一といわれる。此の社叢には胸高幹囲二m以上の大木が六九株（杉モミ外）あり、そのうち二〇株は社殿周辺に見られ、残り四九株は参道沿いの並木となっている。

社殿の北側にあるモミは胸高幹囲五・〇二mで本社叢中最大の巨樹である。社殿に近い参道の左右に幹囲四mを越すアベマキの巨樹二株がある。アベマキは特に中国地方に多い樹種で、その大木がここに成育していることはモミの巨樹と共に此の地方往古の樹相を暗示するものとして貴重である。

この社叢は蒔山城主首藤通資が鶴岡八幡宮を茲に合祀した時、境内を造成する為に植樹させたと伝えられている。

広島県天然記念物指定、昭和三十四年十月三十日

一、建物 本殿……………一・二・二五坪

祝詞殿……………一・五坪

其他の建造物

拝殿……………九・〇坪
 随神門……………四・五坪
 手水舎……………〇・二五坪

石鳥居 老基 延宝六戊午三月廿九日

願主

宿代 岸太郎左衛門
 同 門司伝右衛門
 同 白根平左衛門
 庄屋 江木七右衛門
 支配 荒木安左衛門
 願主衆輩

此の鳥居は笠木と島木が三本継ぎになっている珍しいものである。

石燈籠 老対 延宝六戊午五月吉日

願主……………名越九右衛門正統

一、撰社 八幡宮……………湯川村 大神宮……………高暮村

王居峠社……………湯川村 八劔社……………高暮村

龜山社……………新市村 中山社……………中門田村

天満宮……………新市村 八幡宮……………岡大内村

元、撰社十二社があつたが、明治年間になつて古來から置かれていた神宮寺とともに廃止した。

一、境内社

- 八坂神社
- 高良神社
- 杵築神社
- 社日神社
- 護国神社
- 高竈宮
- 栗島神社
- 若宮神社
- 巖島神社
- 山ノ神社
- 大歳神社

一、飛地境内社

- 三社
- 三社
- 三社

一、祭日

- 新年祭 一月一日
- 紀元祭 二月十一日
- 祈年祭 四月廿九日
- 天長祭 四月廿九日

一、神社の特殊行事等

六月	祓	六月三〇日
式年	祭	十月十八日
例	祭	十月十九日
明治	祭	十一月三日
新嘗	祭	十一月廿三日
大	祓	十二月卅一日

(一) 七座の神楽

当社の例祭には恒例の神事として七座の神楽が斎行される。伝えに依れば、当社に於ては古来例祭に神主が神舞を奉仕してきたとされており、天元二年(九七九)石清水八幡宮勸請の時、ともに伝えられた同社の神楽が従来の神楽と合体し、更に後世に伝えられた出雲流神楽等種々の要素が加えられて斎庭神楽が発展してきたが、今日当社に於て行われる七座の神楽は、その斎庭神楽の一部を古来の神舞の伝統を継いで行っている訳である。

(二) 龍打ち行事

当南村には古来山ノ神を祀った小祀が三社あるが、その何れの社にても旧曆正月二十日の山神祭りに行く龍打ちの行事は、各山ノ神社の氏子が当屋に集り祓を受けて後持ち寄った藁で大きな籠体をつくり、山ノ神社の神木の高い所に、その年のあきの方へ龍の頭を向けて取付け五穀豊穡と牛馬安全を祈願する。

五月例会資料

資料提供 高野町教育委員会 堀江鶴城氏他

平成元年五月二十日作成、発行

備陽中史探訪の会事務局

〒七二〇 福山市多治米町五十目十九番八号

☎〇八四九(五三)六一五七 田口義之方